

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
令和8年7月29日

2. 回答を行った年月日
令和8年8月21日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者はこれまで、クラウドサービス上において請負契約及び装置・部材の売買契約を管理するサービスを提供してきた。今般、当該サービスについて、請負契約の締結を行うための機能を新規に搭載することを検討している。

事業活動の内容は以下の通りである。

（1）事業実施主体

サービス提供事業者：照会者

サービス利用者：顧客

（2）事業活動の内容

建設工事の請負契約を電子契約で行うことを可能とするサービスの提供を行う。

【システム概要】

契約の締結とその記録は、以下の手順により行われる。

- ① 発注者は、あらかじめ自らのメールアドレス等の必要な情報を入力して、アカウントの作成を行う。その際、本システムから送付されたランダムURLにアクセスし、取引用の画面へログインするためのパスワードを設定する。
- ② 発注者が本システムにログイン後、受注者のメールアドレス等の情報の入力を行うと、本システムにより、受注者にランダムURLが送付される。受注者は当該ランダムURLにアクセスし、取引用の画面へログインするためのパスワードの設定を行う。
- ③ 発注者が契約情報を本システムに入力し「発注ボタン」を押下すると、受注者は契約情報を確認できるようになる。受注者が契約情報を確認後、「受注ボタン」を押下すると、本システムは契約情報が記載されたPDF形式のファイル（以下「電子契約書ファイル」という。）を作成する。電子契約書ファイルは取引用の画面と紐付けられて本システムのサーバー上に保存されるとともに、電子契約書ファイルのハッシュ値が暗号化されて、本システムと接続されたクラウドストレージ上に保存される。
- ④ 電子契約書ファイルはいつでも閲覧・印刷することが可能である。

4. 確認の求めの内容

照会者の提供するサービスが、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2項に規定する技術的基準を満たしているか確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

照会者が提供するサービスは、①建設工事の請負契約書を記録したPDFファイルについて、ディスプレイ上での閲覧及び印刷が可能であると考えられること、②発注者又は受注者が保管している電子契約書ファイルから算出されるハッシュ値と、クラウドストレージに保

存されている電子契約書ファイルのハッシュ値とを照合することにより、当該PDFファイルに記録された契約事項等が改ざんされていないことを確認することが可能であると考えられること、③ID及びパスワード等により、本人確認措置が講じられていると考えられることから、照会者が提供するサービスは、同条第2項を満たすものであると考えられる。

ただし、サービスの利用者が照会に係るサービスの利用を継続しない場合であっても、当該サービス上でやりとりされた電子契約書ファイルのデータについて、建設業法施行規則第28条第1項に定める契約書の保存期間内は同規則第13条の4第2項の規定が遵守されるよう留意が必要である。